

インフルエンザ出席停止期間の考え方

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。平成24年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は、

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」となりました。

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表の例4、例5参照）

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38℃以上の発熱等）が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をしてください。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウィルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従ってください。

インフルエンザ出席停止早見表

		発症日	発症後								
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	

その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

新型コロナウィルス出席停止早見表

		発症日	発症後								
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1	発症後1日目に解熱した場合 (最低基準)	発熱、喉の痛み等	自宅待機	自宅待機	自宅待機	自宅待機	自宅待機	軽快後 24時間後			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能			

発症後5日間、かつ軽快後24時間経過していれば6日目に登校可能。軽快していないければ待機期間を延長していただきます。